

【質問事項】

- (1) 福島第一原子力発電所の事故に対する東京電力旧役員の刑事責任を問う裁判において、9月19日、被告全員無罪の判決が東京地裁で下されました。深刻な事故を招いても誰も責任をとらないという結果について、中国電力としてどのように考えますか。
- (2) 原子力発電に関連した関西電力役員らの金品受領問題について
- ①中国電力としては、今回の関西電力の対応は、問題があると考えますか。あるとすれば、どのような点についてですか。また、今後どうすべきと考えますか。
 - ②中国電力では、役員らが地元企業から金品を受領した事実はないとの調査結果を報告していますが、今後、万が一にも発覚するようなことがあった場合、原子力発電からの撤退を検討しますか。
- (3) 原子力発電の経済性について
- ①2019年10月現在、中国電力における原子力発電の最新のコストは、1kWh 当たりいくらになりますか。5年前の2014年の国の機関の試算 10.1円～と比較して、追加的安全対策費等を反映するとどうなりましたか。
 - ②2014年の国の試算では1kWh 当たり原子力 10.1円～、太陽光 24.2円・29.4円、風力 21円とされていましたが、国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) の2019年の報告によると、太陽光 9.2円 (0.085USD)、風力 (陸上) 6.05円 (0.056USD) とされ、さらに2020年には太陽光 6.48円 (0.06USD)、風力 (陸上) 5.4円 (5.4USD) となる予測をしています (1米ドル = 108円で換算)。将来的に原子力発電は本当に経済性がある発電技術といえますか。
- (4) 稼働了解について
- ①日本原子力発電は、東海第二原子力発電所に関して自治体と結んだ安全協定をめぐり、「拒否権という言葉はない」と発言しましたが、その後謝罪し撤回しました。中国電力では、原子力規制委員会の安全審査に合格した後、関係自治体が稼働を認めないという選択権 (拒否権) は、安全協定において、存在すると考えますか。
 - ②中国電力として、稼働了解の内容は、国の審査以外にどんなものが含まれると考えますか。
 - ③中国電力は、安全協定において、周辺自治体に対しても立地自治体と同様の対応をしていき、しっかり説明をするとの回答をしています。つまり、周辺自治体が一つでも稼働了解しない場合は、了解するまで説明を継続するということですか。
 - ④中国電力は、原子力規制委員会の安全審査に合格した後、島根原子力発電所 2号機・3号機の稼働了解が関係自治体で得られなかった場合の対抗手段として、損害賠償請求を考えますか。
- (5) 現在、原子力規制委員会において審査中の島根原子力発電所 2号機について、審査中の段階での住民説明会は「考えていない」と述べたとの報道がありました (2019年4月23日山陰中央新報)。その理由について説明してください。また、この考え方は3号機の審査においても踏襲されるのですか。
- (6) 中国電力では、島根原子力発電所 2号機・3号機の稼働をめざしていますが、それぞれ今後何年間の稼働期間を想定していますか。また、原子力発電によるエネルギー供給は今後永続的に必要と考えていますか、それとも、将来的に撤退を考えていますか。

(7) 気候変動において、二酸化炭素排出が国際的に問題とされています。そのような状況において、原子力発電所の必要性の説明(3E+S)として、温室効果ガス排出量削減の効果があるとの理由から「環境への適合(Environment)」をあげています。原子力発電により生じる放射性物質についての地球環境に与える影響についてはどのように考えますか。

(8) 中国電力では、原子力発電所内で働く方々の被ばく線量の限度は、どのように設定していますか。また、万が一、事故が起きた場合の被ばく線量限度は決まっていますか。

(9) 一般公衆の被ばく線量限度は、年間1 mSv となっていますが、原子力規制委員会では原発事故による避難時の目安は1週間で100mSvとされており、さらに深刻な線量上昇がある可能性も否定していません。また現在、事故後は年間20mSv以内であれば避難する必要はないとしています。中国電力は、妊産婦や乳幼児に対してもこの被ばく線量でよいと考えますか。